平成２５年（フ）第７６８号
神戸市灘区篠原中町４丁目５番16号、従前の住所神戸市灘区篠原中町５丁目５番24号　吉山ハイツ101
債務者　岩倉美嘉こと　河　　美嘉
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９４号
神戸市兵庫区福原町２番15号　三木ビル３Ｆ２号
債務者　佐藤ユリ子
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５号
兵庫県篠山市今田町市原607、住民票上の住所兵庫県篠山市東吹1134番地　グランデージ東吹103号
債務者　酒井　則文
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２５年（フ）第２０５０号
名古屋市天白区植田山５丁目908番地　ムーニーナリタ201号
債務者　田村　正広
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２０８４号
愛知県春日井市上田楽町3439番地３　桜コーポ101号
債務者　野﨑　　繁
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７０２号
北九州市八幡西区清納２丁目６番21―308号
債務者　下河　亜曇（旧姓安部）
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第７３０号
北九州市八幡西区御開１丁目13番25号　101号
債務者　堀江　将太
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２１号
鹿児島県曽於郡大崎町菱田2635番地　ひばりケ丘住宅３号、前住所鹿児島県曽於郡大崎町岡別府1159番地38
債務者　地迫　　操
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第１５４号
青森県八戸市大字大久保字坂ノ脇11番地20、旧住所青森県八戸市根城７丁目10番12号
債務者　古屋敷絵里
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月11日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５３号
青森県三戸郡階上町蒼前東８丁目９番地290
債務者　野中　敏子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
青森県八戸市大字鮫町字福沢久保42番地19
債務者　福田由美子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６９９号
仙台市太白区四郎丸字落合23番地の１　四郎丸東市営住宅２号棟313
債務者　露木眞喜子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目６番12号
債務者　岡崎　裕一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２３７号
青森市大字大野字山下117番地７　グランバリエ大野105号
債務者　鹿内　敏彦
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９０９号
愛知県常滑市字南古千代３番地の３　県営古千代住宅１―405
債務者　髙森多加子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１０６号
名古屋市中川区伏屋４丁目505番地　エコーハイツ伏屋105号
債務者　天満　里美（旧姓杉山）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１２２号
愛知県知多郡阿久比町大字福住字高根台11番地４
債務者　塚本　千鶴
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十二種郵便物認可